

大分県報

令和五年
第四六四号
十一月二十八日

（火曜日）

目次

規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正……………一

告示

指定納付受託者の指定……………一

指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………二

土地改良区の定款変更認可……………二

津波災害警戒区域の指定……………二

道路の供用開始……………二

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領の一部改正……………五

警察本部訓令

警察車両管理規程の一部改正……………五

規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十九号

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号イ中「年度計画」の下に「（公立大学法人にあっては、中期目標及び中期計画）」を加え、同条第三項中「法第二十七条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（法人を構成する一定の単位をいう。）ごとの」を削る。

第十八条の二中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削る。

第二十一条中「法第二十七条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく」を「毎事業年度の開始前に」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十条の規定は、令和六年四月一日以後に開始する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の事業年度の事業報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の事業報告書については、なお従前の例による。

3 改正後の第十八条の二の規定は、令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の報告書については、なお従前の例による。

告示

大分県告示第四百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称

所在地

指定をした日

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

令五・一〇・六

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等
 クレジットカードの利用により納付する一般旅券申請手数料

三 指定期間
 令和五年十二月四日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第五百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次の事業者の指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 処分をした年月日
 令和五年十一月二十四日

二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
クマダ商事株式会社 代表取締役 井元克幸	別府市大字南立石字観海寺二四八八番地一	通所介護センター ゆうゆうの郷 白雲山荘	別府市大字南立石字観海寺二四八八番地一	指定居宅サービス(通所介護)

三 処分の内容
 平成十七年一月二十八日付け指令高齢福第五一六三号で指定した指定居宅サービス事業所について、新規利用者に対するサービス提供について指定の一部の効力を停止する。

四 処分の期間
 令和五年十二月一日から令和六年二月二十九日まで

五 処分の理由
 指定通所介護に要した費用について、居宅介護サービス費を不正に請求していた事実が確認されたため。

大分県告示第五百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年十一月二十八日

土地改良区名	大分県知事	佐藤 樹一郎
享保井路土地改良区	所在地	認可年月日
	大分市	令五・一一・一五

大分県告示第五百二二号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 津波災害警戒区域
 別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町の区域(次の図に示す部分に限る。)

二 基準水位
 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、大分県土木建築部建設政策課、豊後高田土木事務所、国東土木事務所、別府土木事務所及び中津土木事務所並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供するとともに、大分県ホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/tsunami-keikakuiki/>)にて公開する。)

大分県告示第五百三三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道五〇二号	白杵市大字搔懐字水輪二〇〇二番五から白杵市大字搔懐字西ノ間戸一九六一番二まで	令五・一一・二八

大分県告示第五百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

③ 木納水	富迫⑥	金山④	金山③	井手	指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考 （「別図」は、省略し、玖珠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
玖珠郡 九重町 大字引 治	玖珠郡 九重町 大字引 治	玖珠郡 九重町 大字引 野	玖珠郡 九重町 大字引 野	玖珠郡 九重町 大字引 野	玖珠郡 九重町 大字引 野	玖珠郡 九重町 大字引 野	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	別図のとおり	別図のとおり	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	別図のとおり	別図のとおり	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
善応寺	経塚	⑤ 口ノ園	③ 相狭間	川底⑦	菅原③	串野⑥	串野⑦	田	田	田	田
玖珠郡 九重町 大字引 良	玖珠郡 九重町 大字引 良	玖珠郡 九重町 大字引 原	玖珠郡 九重町 大字引 原	玖珠郡 九重町 大字引 原	玖珠郡 九重町 大字引 原	玖珠郡 九重町 大字引 田	玖珠郡 九重町 大字引 田	玖珠郡 九重町 大字引 田	玖珠郡 九重町 大字引 田	玖珠郡 九重町 大字引 田	玖珠郡 九重町 大字引 田
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和五年十一月二十八日

大分県報（告示）

楮原⑥	玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
蕨原⑤	玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
蕨原⑥	玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
中村下 野	玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
無田中	玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
吉部	玖珠郡 九重町 大字田 野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

大分県告示第五百五号

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和六十年大分県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎
 第四第三号中「第七条の二第七項」を「第七条の三第一項」に改める。

別表第二第四号中「同法第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同表第五号中「同法第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に、「前号」を「第四号」に改め、同表第七号中「前号」を「第六号」に改め、同表第八号イ中「同法第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同表第九号中「（昭和二十四年法律第百号）」を削り、同表第十二号中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

附則
 この告示は、公示の日から施行する。

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第32号

警察本部 警察学校 警察署
 警察車両管理規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日

大分県警察本部長 種田 英明
 第4号様式を次のように改める。

